

一般社団法人四日市青年会議所 2025年度理事・監事・役員 一覧表(案)

総会議決権 理事会議決権

○	○	理 事 長	仲野 仁裕
○		直 前 理 事 長	石川 史織
○	○	副 理 事 長	田中 俊太朗
○	○	副 理 事 長	西田 真之
○	○	副 理 事 長	森山 陽介
○	○	副 理 事 長	清水 一輝
○	○	副 理 事 長	蛭波 敬
○		専 務 理 事	野呂 京志
○		監 事	後藤 亮太
○	○	理 事	ブランディング委員会 委 員 長
○	○	理 事	ブランディング委員会 副 委 員 長
○	○	理 事	地 域 活 性 化 委 員 会 委 員 長
○	○	理 事	地 域 活 性 化 委 員 会 副 委 員 長
○	○	理 事	70 周 年 記 念 委 員 会 委 員 長
○	○	理 事	70 周 年 記 念 委 員 会 副 委 員 長
○	○	理 事	涉 外 委 員 会 委 員 長
○	○	理 事	涉 外 委 員 会 副 委 員 長
○	○	理 事	事 務 局 事 務 局 長
○	○	理 事	事 務 局 財 務 委 員 長
○	○	理 事	事 勿 局 次 長

※理事会における議決権補足説明

- ・直前理事長・監事・議長は議決権を有しない。
- ・理事会の議決において定款5章第42条2より、利害が発生する理事は議決権を有しない。

※総会における議決権の補足説明

- ・議決権は正会員1名につき1個とする。
- ・議長は議決権を有しない。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- ・直前理事長、監事が正会員でない場合は議決権を有しない。